

「『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』
等の一部改正について」(法令解釈通達)の概要

平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)、昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)及び平成24年1月26日付課資3-1ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税(譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)については、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)等により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い改正するもので、主な改正の内容は次のとおりです。

【主な改正の内容】

- 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例について、特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲が拡充されたこと、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に、漁港水面施設運営権が消滅し、補償金を取得する場合が追加されたこと等に伴い、法令解釈に当たり留意すべき事項等についての整備を行い、その他通達において引用する関係法令の改正に伴う条項の移動があったことなどの所要の整備を行っています。